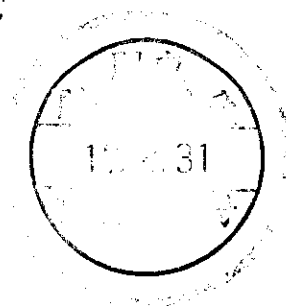


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 大量保有報告書
 【根拠条文】 法第27条の23第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) フレッシュフィールド・ハウステリナー法律事務所
 弁護士 木村 裕
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都港区赤坂一丁目12番22号アーク森ビル18階
 【報告義務発生日】(4) 平成17年4月15日
 【提出日】 平成17年8月31日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名
 【提出形態】(5) その他

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	光ビジネスフォーム株式会社
会社コード	3948
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック証券取引所
本店所在地	東京都八王子市東浅川町553番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッド(JMBO Fund Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランドケイマン、エルジン・アヴェニュー、ケイマン・ナショナル・ビルディング、ケイマン・ナショナル・トラスト・カンパニー・リミテッド私書箱10340APO (Cayman National Trust Co. Ltd., PO Box 10340 APO, Cayman National Building, Elgin Avenue, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2003年2月20日
代表者氏名	ジェームズ・ビー・ローゼンウォルド三世 (James B. Rosenwald III)
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	オープン・エンドのミューチュアル・ファンド

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒107-6018 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル18階 フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所 弁護士 木村 裕
電話番号	03-3584-8500

(2) 【保有目的】(9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	291,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G 0
新株予約権証券 (株)	B	—	H 0
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I 0
対象有価証券カバーワラント	D		J 0
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K 0
対象有価証券償還社債	F		L 0
合計 (株)	M 291,000	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 291,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年4月15日現在)	S 5,815,294 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	5.00 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年4月13日	株券（普通株式）	8,000	取得	
平成17年4月14日	株券（普通株式）	5,000	取得	
平成17年4月15日	株券（普通株式）	8,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	207,585 千円
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	207,585 千円

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

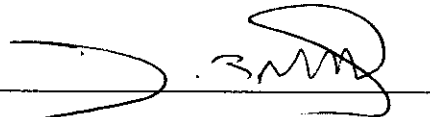
POWER OF ATTORNEY

ALL PEOPLE PRESENT NOTE that JMBO Fund Ltd., a limited liability exempted company duly organized and existing under the laws of the Cayman Islands, having its registered office at Cayman National Trust Co. Ltd., PO Box 10340 APO, Cayman National Building, Elgin Avenue, Grand Cayman, Cayman Islands (the *Company*), does hereby make, constitute and appoint each of Messrs Nobuo Nakata, Takeshi Nakao and Yutaka Kimura, attorneys-at-law, with their office at Freshfields Bruckhaus Deringer, Ark Mori Building 18F, 1-12-32 Akasaka, Minato-ku, Tokyo, Japan, its true and lawful attorney-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file with the Prime Minister through local Finance Bureau all necessary reports with respect to significant holding of shares required under Chapter 2-3 (Disclosure of Information on Holding of Large Amount of Share Certificates, etc.) of the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended), and to supplement and /or amend said report;
2. To receive from the ministries and/or agencies of the Japanese Government any and all notice, orders, communications, verbal or written, or other documents addressed to it pertaining to the foregoing;
3. To prepare and file with the appropriate ministries and/or agencies of the Japanese Government any report, notices, communications or other documents required by or desirable under the laws to be filed in connection with the foregoing; and
4. To appoint and dismiss one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in Paragraphs 1 through 4 hereof.

IN WITNESS WHEREOF, JMBO Fund Ltd. has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by the undersigned on 30 August 2005.

JMBO Fund Ltd.

By: 

Name: James B. Rosenwald III

Title: Director

(訳文)

委任状

本書面によって、ケイマン諸島法に基づき設立され存続し、ケイマン諸島、グランドケイマン、エルジン・アヴェニュー、ケイマン・ナショナル・ビルディング、ケイマン・ナショナル・トラスト・カンパニー・リミテッド私書箱10340APOに本店を有する有限責任免税会社であるジェイエムビーオー・ファンド・リミテッド（以下、「当社」という。）は、日本国東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル18階に所在するフレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所の弁護士 中田 順夫、弁護士 中尾 雄史及び弁護士 木村 裕 を各々正当かつ適法な代理人と定め、以下の行為をなす権限を委任する。

1. 株式の大量保有に関して日本の証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に基づいて要求される全ての報告書を作成、補足又は変更し、財務局を通じ内閣総理大臣に提出すること。
2. 日本国政府の省庁からの前述の事項に関する書面又は口頭によるあらゆる通知、命令、連絡又はその他の書面を受領すること。
3. 前述の事項に関し、法律に基づき提出することが要求され又は提出することが望ましいとされる報告書、通知書、連絡又はその他の書類を作成し、所管の日本国政府の省庁に提出すること。
4. 第1項乃至第4項において付与される全ての権限に関して、当社の代理人として復代理人を選任又は解任すること。

上記を証するため、当社は本日2005年8月30日、下記署名者をして本委任状に署名せしめた。

ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッド

署 名

ジェームズ・ビー・ローゼンウォルド三世
取締役

以上正訳いたしました。

平成17年8月31日

フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所
弁護士 木村 裕

